

建設発生土及び建設副産物処理における特記仕様書

1. 総則

本特記仕様書は、沼津市が発注する工事に適用するものとする。

2. 残土処理について

建設発生土の処分については、以下6業者へ運搬し処分するものとする。

処分受け入れ業者について施工計画書に明記することとし、設計書に明示する処分先と受注者が選定する処分先が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、処分先が受入困難な場合等、やむを得ない理由により設計書に明示されている処分先の変更が生じる場合は、理由を確認の上、設計変更の対象とする。

また、工事完了後に受入業者が交付する「建設発生土に関する完了届」及び、建設副産物処理許可の看板と搬入車両のナンバーが分かる写真を完成書類に添付し提出すること。

なお、公共事業における残土の工事間流用等疑義が生じた場合、別途監督員と協議するものとする。

建設発生土受入業者

- ・木村土木株式会社
- ・日建建設株式会社
- ・駿河開発株式会社
- ・株式会社SK機工
- ・倉田工業株式会社
- ・株式会社光建設

処理場所

- 沼津市獅子浜字大久保山1-2 他
- 沼津市下香貫猪沼1018-10 他
- 沼津市鳥谷字宮下171番1 他
- 田方郡函南町軽井沢213
- 三島市塚原新田字井戸洞284-1 他
- 三島市徳倉字品ノ洞441 他
- 駿東郡長泉町元長窪字東畠尾882 他
- 富士市大渕4021番1 他

3. 建設副産物処理について

建設副産物の処分については、静岡県が許可した産業廃棄物処分施設を有する処分場へ運搬し処理するものとする。

設計図書に明示される処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が選定する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第2条 沼津市が発注する建設工事に適用する。

(処理方法)

第3条 受注者は、舗装版切断作業を行なながら濁水を吸引のうえタンクに貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第4条 受注者は、濁水の搬入する業者を産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を受けている事業者で産業廃棄物管理票(マニフェスト)にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、元受注者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託することができる。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。
また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票(マニフェスト)のA・D・E票の写しを監督員に提出すること。また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2票の写しも監督員に提出すること。